

内山登紀夫 編

発達障害支援の実際

診療の基本から多様な困難事例への対応まで

村木厚子

発達障害者支援法が2004年に制定された。当時、発達障害の子どもを持つ親が相談に行ける場所は少なく、また、保育園・幼稚園、小学校、中学校と環境が変わるたびに障害を説明し理解と協力を求めるといった状況であった。早期の、そして切れ目ない支援を確立すべくこの法律が制定され、その効果もあって、児童の発達障害に関する認識は急速に広がり、早期発見、早期支援の取り組みも格段に進んだ。

一方で、こうした早期支援の網の目にかからずに大人になった人への対応は、いまだ研究や支援が大きく遅れている。支援が遅れたために社会適応がうまくいかないいわゆる「対応困難例」などについて取り扱う専門書は少なく、その一方で、マスメディアなどが発達障害者のかかわった犯罪をセンセーショナルに報じるなど、間違った印象が一般の人々に伝えられている状況も看過できない。

そうした中で出版されたのが、本書だ。本書は、主に思春期以降から青年期にある発達障害の人を支援する専門家を想定して書かれている。執筆の中心は、2つの厚生労働科学研究障害者対策総合研究事業「発達障害者に対する長期的な追跡調査を踏まえ、幼児期から成人期に至る診断等の指針を開発する研究(2010～12年度)」「青年期・成人期発達障がいへの対応困難ケースへの危機介入と治療・支援に関する研究(2013～15年度)」に参加した研究者たちだ。

本書はとりわけ2つの点で優れている。第1の点は、触法問題などの困難事例について正面から論じ正しい情報を伝えることを意図している点だ。この問題を避けることなく、また、冷静にデータに基づき解説していることは大きな価値がある。発達障害

の人たちの犯罪を犯す確率はどのようなものか、どういう特性がどういう行動と結びつくのか、それは真に障害の特性なのか、それとも2次障害なのか、こうした疑問に、可能な限り客観データを示し、率直に答えている。こうした対応こそ、発達障害についてわれわれが正しい認識を持つことの第一歩となる。また、困難事例について、具体例と対応が示されている点も、関係者にとって大いに手助けとなるであろう。

本書が優れている第2の点は、本書が、発達障害を専門に扱う機関、専門家だけを対象とするのではなく、思春期や成人期の発達障害の方たちと接する機会を多く持つこととなる一般の精神科クリニック、児童福祉施設、少年院などの矯正施設、医療観察法病棟などの職員をも対象にし、こうした場所での発達障害に対する気づき、支援の実施にも役立つように記述されている点だ。

発達障害の出現率は高く、その支援には、医療、福祉、心理、司法、矯正・保護など幅広い分野の専門家が協働して取り組むことが重要だ。とりわけ困難事例への対応は多くの専門分野の協力が不可欠だろう。本書は、こうしたさまざまな分野の専門家が共通認識を持って支援に取り組むためのベースとなる教材、参考書として最適のものだ。本書を手には、各地で関係者のネットワークづくりが始まることを心から期待している。

(津田塾大学総合政策学科・客員教授)

●B5 264頁 2017年11月 定価：本体5,400円＋税 医学書院刊